



大津市公報

令 和 8 年 6 月 5 日
号 外 (第 44 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 監 査 委 員 告 示

- 6 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について…………… 1

監 査 委 員 告 示

大津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長等から財務監査（定期監査）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和8年6月5日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	山	本	久	子
同	松	山	延	寿
同	村	上	貴	美

1 小・中学校管理業務における防災設備（消防用設備等及び防火設備）の適正な維持管理及び不備箇所の改修について

- (1) 監査執行対象機関名 教育委員会（教育機関）市立中学校
- (2) 監査執行日 令和7年12月3日、同11日
- (3) 監査の結果

令和7年度の定期監査（出先監査）において、市立中学校を監査委員が訪問した際に、校舎内の「防火シャッター」について、一部に不備箇所があり、必要な改修が行われていないことが確認された。

小・中学校については、消防法（昭和23年法律第186号）に規定される「防火対象物」に該当し、同法第17条の3の3の規定により、消防用設備等について定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないとされている。

また、防火設備（防火シャッター、防火扉等）については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項の規定により、定期的に点検しなければならないとされている。

これらの点検の結果、不備事項があった場合には、早期に改修することが求められている。

市立小・中学校の消防用設備等及び防火設備の点検については、令和6年度までは教育総務課が毎年度、資格を有する事業者に業務を委託して実施してきたが、当該業務が大津市公共施設包括管理業務に移行したことから、令和7年度からは包括マネジメント事業者が点検を実施している。

今回の中学校の防火シャッターの事案について、学校施設の所管課である教育総務課にこれまでの経緯を確認したところ、平成30年度の点検において、不備箇所として指摘されているにもかかわらず、今日まで必要な改修が実施されていない箇所があったことが判明した。

また、当該中学校以外にも、同様に不備箇所として指摘されているながら、改修が未実施となっている小・中学校がないかどうか全校の状況を確認したところ、不備箇所の把握及び改修状況の進捗管理に不十分などがあり、ほかの学校においても、必要な改修が行われていない設備が残っていることが明らかになった。

児童・生徒の学習及び生活の場である小・中学校においては、施設における安全・安心の確保が何より優先されるべきである。学校施設の管理権限を有する教育総務課においては、公共施設包括管理業務を所管する建設部建築課施設支援室及び包括マネジメント事業者と早急に協議を行い、消防用設備等の不備箇所の改修を速やかに完了させるとともに、適正な維持管理に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和8年5月29日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容（教育委員会事務局教育総務課）

指摘のあった小・中学校管理業務における消防用設備等及び防火設備の適正な維持管理並びに不備箇所の改修については、学校施設における児童・生徒の安全・安心の確保を最優先に考え、次のとおり必要な改善措置を講じました。

ア 未改修箇所の全容把握及び改修への着手（実施済・継続中）

教育総務課及び公共施設包括管理業務を所管する建設部建築課施設支援室において、改めて全ての小・

中学校の状況確認を行い、未改修箇所の内容を把握するとともに、案件ごとのリスト化を実施した。

これに基づき、教育総務課は施設支援室とともに包括マネジメント事業者と協議を行い、令和8年4月以降、順次修繕に着手している。なお、改善完了までの応急措置として、大型消火器を設置し、教職員と火災発生時の対応方法を共有するなどしている。

イ 不備箇所及び改修状況の一元的な進捗管理体制の構築

改修に要する費用が130万円以下の案件は、教育総務課、施設支援室及び包括マネジメント事業者が3者間で運用する案件管理システムを、130万円を超える案件は、教育総務課と施設支援室が庁内システムを活用し、不備箇所の把握から修繕完了までの進捗管理について、対応状況及び進行過程を可視化の上、情報共有の徹底と未改修案件が放置されないチェック体制を構築した。

また、不備箇所や対応状況について定期的に確認を行うとともに、当該2課相互に継続的な情報共有を図ることで、担当者の異動等があった場合においても、必要な対応が確実に引き継がれる体制づくりに努める。

ウ 職員の意識改革及び再発防止の徹底

教育総務課においては、関係職員に対し、消防法及び建築基準法に基づく学校施設管理の重要性並びに点検後の速やかな対応の必要性について、改めて周知徹底を行った。

また、施設管理に係る職場内研修及び事例共有を定期的に行い、安全管理に対する意識向上を図るとともに、担当者個人に依存することなく、組織全体でコンプライアンス意識及び危機管理意識を共有・継承する風土の醸成に努める。

エ 学校との情報共有及び連携体制の強化

消防用設備等及び防火設備の適切な機能維持には、定期点検や修繕のみならず、学校現場における適切な管理が不可欠であり、不備箇所については、教育総務課において学校側とも情報共有を図り、点検結果及び修繕対応状況を適切に共有することとした。また、学校施設において安全上留意すべき事項が確認された場合には、教育総務課、施設支援室及び包括マネジメント事業者が連携し、速やかに対応する体制を強化する。

2 支出事務における支出命令書添付書類の不適正な取扱いについて

- (1) 監査執行対象機関名 こども未来部幼保支援課
- (2) 監査執行日 令和8年2月4日
- (3) 監査の結果

公立保育所の給食業務において、設備等が故障した際には、事業者から修繕に要する経費の見積書を徴取し、支出負担行為兼伺書により仰裁後、修繕業務を発注しており、業務履行後には事業者から請求書を受領した上で、支出命令書を作成して事業者への支払を行っている。

当該支出事務において、一部の支出命令書に見積書を加工して作成された請求明細書が添付されていた。同課に確認したところ、事業者から請求明細の記載がない請求書を受領したが、請求書に請求明細の記載がない場合、又は、別紙請求明細書の添付がない場合は支払ができないと理解していたため、事業者に請求明細書の作成及び提出を依頼することなく、請求書に「別紙のとおり」と記載の上、当該修繕業務の発注前に事業者から受領していた見積書を職員自らが加工し、請求明細書を作成したとの説明を受けた。

しかし、本市の会計事務においては、請求書に記載された案件名等で業務内容が把握できる場合には請求明細の記載がない請求書でも支払を可能としているものがあり、当該支出事務はその条件に合致していたことから、出納室へ事業者から受領した請求書を提示して相談するなど、慎重な確認作業を行っていれば事業者が意図しない書類を無断で作成することなく、適正な支出事務が行われていたものと思料される。

また、同様の処理は令和5年度に13件、令和6年度に7件、令和7年度に8件繰り返して行われており、複数年にわたり所属における支出命令書の決裁過程において看過されてきたとともに、大津市財務規則（平成9年規則第73号）第160条において、会計管理者から支出命令の審査に関する事務を委任されている出納員（各所属の長等）の審査過程においても看過され、支払がされていた。

同課においては、今回の職員による書類の加工が文書改ざんにつながることを認識するとともに、職員それぞれの立場で常に会計事務の知識の習得に努め、強い自覚と責任感を持って慎重かつ適正に支出事務を執行されたい。また、所属長においては、改めて支出命令権者としての立場と出納員としての立場の違いを認識し、適正な支出事務の執行及び精緻な審査業務に努められたい。

- (4) 措置状況報告日 令和8年5月18日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

当該事案発覚後、財務会計事務に関する知識の習得を目的として、所属長を含めた課員を対象に財務会計事務の手引を用いた研修を実施しました。さらに、支払処理チェックリストと照らし合わせながら支出事務において必要な書類等についての確認を行い、課員での認識の共有を図りました。

今後も定期的に支払処理チェックリストを用いた確認を行うとともに、課員を対象とした財務会計事務に関する研修を実施することにより、適正な支出事務の執行に努めます。

また、所属長においては、支出命令権者としての立場のみならず、出納員としての立場にもあることを再認識し、双方の視点で適正な審査を行うよう努めます。